

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例（原案の概要）

違反対象物を公表し、利用者等の火災被害の軽減を図るため「小樽市火災予防条例」の一部を改正します。

1 条例改正の必要性と目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、多数の死傷者が伴う火災では、重大な消防法令違反がその被害拡大を招く要因として挙げられます。これらの重大な消防法令違反のある防火対象物に対して、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合には、その命令内容の公示が義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

そこで国は、重大な消防法令違反がある防火対象物について、消防機関が保有する情報を公表することで、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とする「違反対象物に係る公表制度」の実施に係る通知を発出し、各都道府県に対し、管内消防本部の公表制度の実施時期について設定させることで公表制度の推進を図っており、北海道についてはその目標時期を平成31年4月としていますが、本市は年間観光客入込数にして794万人が訪れる観光都市であり、飲食、物品販売店等の商業施設や宿泊施設の利用も道内の他市町村と比べて当然多くなること、また、本市における65歳以上の割合を示す高齢化率は37.4%と高く、医療施設、社会福祉施設を利用する高齢者の増加が今後も見込まれ、不特定多数の者又は火災の際に避難が困難な者が利用する建物を対象とする本制度を北海道が設定する時期よりも早く実施しようとするものです。

2 条例改正の主な内容

項目	防火安全性の判断に資するための規定の内容	
	国の示す規定（条例（案））	本市の規定
防火対象物の消防用設備等の状況の公表	<p>条例（案）第〇条</p> <p>消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</p>	条例（案）の内容と同様とする。

3 条例（案）の具体的な内容等

(1) 公表の対象となる防火対象物

百貨店やホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物（消防法上の「特定防火対象物」。別紙参照）

(2) 公表の対象となる違反内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置違反

(3) 公表事項

違反対象物の名称、所在地及び違反の内容

(4) 公表方法

消防本部ホームページにて公表

(5) 公表までの流れ

消防の立入検査において違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

4 施行期日

平成30年4月1日